

Heart & Mind

100年続く会社へ

人と社会を幸せにする
いつまでも存続しつづける会社作りをご支援します



H&M社会保険労務士法人

労務・法務・税務に関するサービスをワンストップでご提供
税理士事務所・行政書士事務所を併設

H&M総合事務所



Heart & Mind

感情 と 知識

私たちは、専門的知識を通じて、お客さまの問題を解決することを仕事にしている
しかし、知識ばかりに頼ってはお客さまとの良い関係を築けない
そこにはHeartもなくてはならない

— Heart(感情)が込もったサービスを —

Heart(感情)と **Mind**(知識)の心を届けたい

それがH&Mの思いです

◆ 取扱業務

顧問契約のおすすめ

顧問契約のご締結により、事業主様・人事労務ご担当者様からの
随時相談を承ります。



近年、政府の「働き方改革関連法」をはじめとする陣頭指揮の下、企業には、長時間労働の是正及び低減、生産性の向上、育児介護による離職防止などが求められており、ニュースでも連日取り上げられ、労働環境に対する世間の関心も非常に高くなっています。
弊所は、企業経営の要である「人」の部分に焦点をあて、企業の健全な発展に貢献致します。

労務監査

労働諸法を遵守し、健全な経営が図られているか、弊所で一度
診断を受けてみませんか？



日本企業の法令遵守に注がれる社会的な視線は年々厳しくなっており、一度問題が起これば、御社の信用性を大きく損なうと共に社会的責任を問われかねません。法的不備を解消することは、御社の信用力向上のみならず、良好な職場環境の構築、労務上のトラブルの発生抑制につながり、余計な人的、時間的、金銭的な資本投下を避けることで、効率的な経営を導きます。



H&M 社会保険労務士法人 所長の梅津 敬朝です。

近年、企業を取り巻く環境は厳しさを増すばかりです。

メンタルヘルス上の理由による休職や退職、ハラスメントに対する企業としての対応、未払い残業代問題など様々なトラブルが発生しています。これらは、昨今のネット環境の普及により様々な情報にアクセス出来るようになってからは、より顕著になってきていると思います。

また労働人口の減少から、新しく従業員の採用をすることも一部の大企業を除いては簡単なことではありません。加えて働き方改革や、新型コロナウイルスにより企業の置かれている環境も激変しました。

企業経営者は本業のみならず、様々な社内・社外の環境変化や、労使トラブル等への対応を行わなければなりません。例えば環境整備は、労使問題の防止のみならず、従業員がより快適に、安心して長く勤めてもらうことができるようになるということでもあります。新しく採用した従業員への教育、一人前になるまでの時間、その間の人件費を考慮すれば、長く勤めてもらえるというのは非常に大きな利益を産みます。

私達 H&M 社会保険労務士法人は、企業の現状を分析し、問題に対する解決策をご提案し、労使トラブルを未然に防止するための環境整備を強力にサポートいたします。さらに、給与計算、就業規則の作成、人事・賃金制度構築、労働・社会保険手続、特に船員保険手続も含め、幅広く企業経営をサポートし、ともに成長できるよう努力してまいります。

H&M社会保険労務士法人 所長 **梅津 敬朝**

◆ 経営理念

私たちは専門性の高い知識とサービスの提供を通じて企業の成長と継続に貢献し、幸せな社会の実現を目指します。

行動指針

1. 誠実

私たちは、仕事に対する取組み、顧客に対する姿勢など誠実に対応することを第一に考えます。お客様に対して言いつらいことでも、事実を報告し、約束を遵守し、言行一致を徹底します。

2. 感謝

私たちは感謝の気持ちをもって行動します。お取引いただいている方、教え、導いてくれた方、お世話になった方、一緒に仕事をする同僚達へ感謝し、「ありがとう」の一言をお伝えします。

3. 速く・正確に

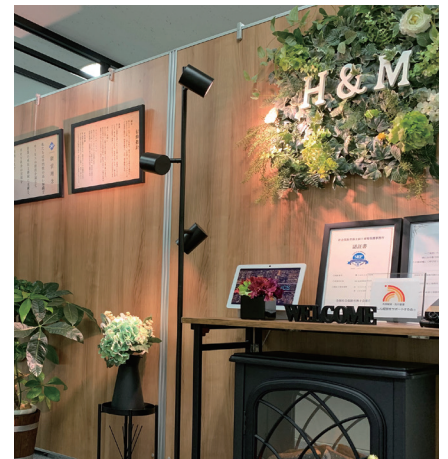
私たちは速く、正確な仕事を提供します。土業に携わる以上、私たちはプロとしての自覚を持ち、相反する速く・正確な仕事を提供するために全力を尽くし、実行します。

4. コミュニケーション

私たちはコミュニケーションを重視します。仕事上で困っていること、ご要望を伺い、改善策を提案します。対話を重視し、お客様の本当に望むものをご提供します。

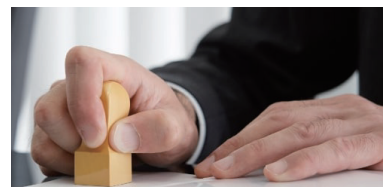
5. 専門知識

常に最新の知識を仕入れ、最高のサービスの提供をします。常に周囲の状況は変化することを認識し、現状に満足することなく自己啓発に努め、最新のサービスの提供に尽力します。



社会保険及び労働保険手続代行

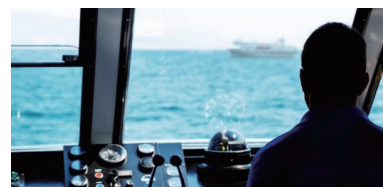
人事労務業務の煩雑さから解放され、本業への資本投下に集中しませんか？



特に煩雑な労働保険料の申告、労働災害・通勤災害の各種申請書類、離職証明書の作成、産前産後・育児休業関係の申請書類にお困りではないでしょうか？ 社会保険への加入要件可否などの判断なども円滑に行えます。

船員保険及び船員にかかる労働保険手続代行

日本の船員手帳の発給を受ける船員の皆様の社会保険手続はおまかせ下さい。



日本最大級の港町である横浜に事務所を構える弊社だからこそできる手続です。陸上社員と海上社員、両方の社会保険手続も弊所であれば一度に対応、手続できます。陸上と海上の労働環境、習慣、法令の違いを知るスタッフが迅速な手続を致します。陸上にいる労働者のものよりも更に複雑な産前休暇の取扱や標準報酬の定時決定手続、船員保険特有の上乗せ給付関係の手続も対応致します。内航船・外航船どちらの船に乗り込む船員の皆様の社会保険・労働保険の手続も可能です。是非ご検討下さい。

給与計算代行

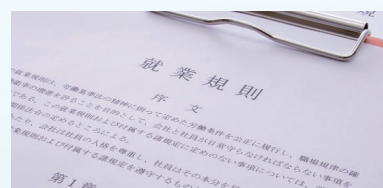
給与計算業務による毎月の焦燥感と別れを告げませんか？



給与計算締日から支払までの短期間に、正確に計上していくことを要求される業務です。日々の業務の忙しさと忘れられがちですが、給与計算で算出し支給した額は、社員の皆様の単なる生活資金というものではありません。給与計算の誤計上は、社員の皆様が将来受け取る老齢年金額や、退職後に失業保険給付を受ける時の算出根拠にもなってくるため、在職中から退職後に至るまで多大な影響を及ぼします。また、過誤支給が起こると、社員の皆様から会社に対する信用の低下も招きかねませんので、人事労務業務の中でも特に重要な業務です。

就業規則及び労使協定の作成・整備

会社にいる全ての人にとって働きやすい労働環境の実現を目指しませんか？



近年、労使間、労働者間での労務上のトラブル件数は増加傾向です。その最たる原因の一つが、会社側の就業規則の未整備です。就業規則はあるものの、作成したことに満足し、会社の実情に合っていないことや法的要請を充足していないケースもあります。新しく作成を検討されている会社様も、既に作成を完了している会社様の就業規則の監査・改訂も対応致します。特に、10名以上の労働者を抱える事業所は、「就業規則の作成、労働基準監督署への届出が労働基準法で定められております」ので、就業規則が整備されていない会社様は、是非お気軽にご相談下さい。

労務相談(コンサルティング)業務

各種研修講師派遣

助成金手続代行

採用時適性検査・CUBIC

全国対応WEB労務顧問・相談

行政書士業務

◆ 基本料金表

顧問報酬

※詳細は弊所ホームページをご覧ください。

正規顧問契約【契約期間1年間】		相談顧問契約報酬(税込)
従業員数	報酬(月額・税込)	
1~19名	33,000円	1時間 33,000円/月 (原則として、来所又は電話での相談)
20~29名	44,000円	
30~49名	55,000円	
50~69名	71,500円	
70~99名	93,500円	
		2時間 55,000円/月 (適宜訪問させていただきます)

就業規則の新規作成

※詳細は弊所ホームページをご覧ください。

	基本面談回数	基本面談回数以内(税込)	基本面談回数を超えた場合1回あたり(税込)	労基署への提出(税込)	従業員説明会(税込)
就業規則	3回	165,000円	55,000円	22,000円	110,000円
パートタイマー就業規則	1回	55,000円			
給与・賃金規程	2回	88,000円			
退職金規程	1回	55,000円			
育児・介護規程	1回	55,000円			

給与計算・賞与計算

人数	月額報酬(税込)
1~5名	基本料金 9,900円
6名以上	基本料金 + 1名につき770円

【給与計算に含まれるもの】

社会保険料算出/雇用保険料算出/源泉所得税算出/給与明細書作成/退職者源泉徴収票作成等

※タイムカード、出勤簿の労働時間算出は含みません。

【賞与計算に含まれるもの】

社会保険料算出/雇用保険料算出/源泉所得税算出/賞与明細書作成

各種保険手続

※詳細は弊所ホームページをご覧ください。

	報酬(税込)	
労働保険新規適用	設立に伴う手続	77,000円~
社会保険新規適用	設立に伴う手続	77,000円~
労働保険年度更新	年度更新手続	44,000円~
社会保険算定基礎届	年度更新手続	44,000円~

助成金の申請と提出代行

	着手金(税込)	成功報酬
雇用関係助成金の申請・提出代行	55,000円	助成金額の20%+税

◆ 事務所概要

法人名	H&M社会保険労務士法人
法人設立	2017年
所長	梅津 敬朝
本店所在地	〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通3丁目32番地1みなとファンタジアビル3階B室
電話番号	045-641-6500
FAX	045-330-6833
URL	https://www.hm-sr.jp
営業時間	平日9:00～18:00(土日祝休)
取扱業務	人事労務相談、労働・社会保険手続、労務監査、給与計算 他

「JR・関内駅」と「みなとみらい線・馬車道駅」
どちらからもお越しになりやすい立地です。



「リコス」という
ミニスーパーがあるビルの3階に
事務所を構えております。



「リコス」向かって左側に
ビルの玄関がございます。

- みなとみらい線「馬車道」駅・5番出口より徒歩**3**分
- JR「関内」駅より徒歩**5**分



H&M社会保険労務士法人

TEL 045-641-6500 FAX 045-330-6833

神奈川県横浜市中区南仲通3丁目32番地1みなとファンタジアビル3階B室

